

令和2年第9回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年8月26日（水）第9回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 塩入 佳子  | 2番 豊田 道有  | 3番 田島 正男   |
| 4番 竹澤 靖   | 5番 星野 哲朗  | 6番 川田 武雄   |
| 7番 荻原 俊彦  | 8番 吉高 神勇  | 9番 廣田 和世   |
| 10番 奈良 茂男 | 11番 江俣 伸一 | 12番 奈良部 繁雄 |
| 13番 安生 芳子 | 14番 鈴木 克男 | 15番 神山 卓也  |
| 16番 廣瀬 博  | 17番 大森 用子 | 18番 青木 正好  |

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

|          |            |              |
|----------|------------|--------------|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 駒場 久和 | 農地調整係長 福田 昌子 |
|          | 主任主事 星野 昭彦 | 主事 山内 千明     |
| 経済部農政課   | 主事 鈴木 涼平   |              |

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田 昌子

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第9回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩入 佳子 委員、10番 奈良 茂男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、交換1件、賃借権設定3件、売買4件の計8件の許可申請が提出されました。

た。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番の貝島町は、隣り合った農地の交換です。小さい農地がでこぼこある場所で、同じくらいの面積の農地を使いやすいように交換ということになりました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎田島正男委員 2番、3番、4番は、仁神堂幼稚園の西側で、関連していますので一括して報告します。ここは、●●さんがすでに農地を借りて使用していましたが、今後のことも考え、農業委員会を通して正式に賃借することにしたようです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎星野哲朗委員 5番の酒野谷は、道路に面した農地で、●●さんと●●さんは近所に住んでいます。●●さんは、過去にも営農拡大をしまして、意欲のある方です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎江俣伸一委員 6番、池ノ森、●●さんから●●さんへの売買です。譲受人の●●さんはニラ農家です。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 7番と8番は関連していますので、一括して報告します。楡木町の農地の売買で、7番も8番も譲受人の●●さんの家の前の農地になります。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から8番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、武子における●●さん申請の住宅敷地拡張のための転用については、東を田、西と北を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。なお、本案件は既に同目的として利用されていることから始末書付きとなっております。2番、深岩における●●さん申請の宅地への進入路のための転用については、東と北を宅地、

---

南を道路、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。3番、南上野町における●●さん申請の農地改良のための転用については、東を道路、西と南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。4番、北半田における●●さん申請の太陽光発電設備のための転用については、東と北を田、西を田と墓地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（塩入佳子委員）さる8月19日に、私と奈良委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、武子の住宅敷地の拡張は、議案第3号の5条許可申請の3番の案件と関連しています。4条は父親の●●さんの住宅敷地拡張ですが、息子さんの家を隣に建てるため必要となったということです。すでに進入路として使用しているため、始末書付きとなっています。2番、深岩の宅地への進入路への転用は、農振除外済みでありますので、問題ありません。3番、南上野町の農地改良は、表土が農業に適していないことから、表土を削り、黒土を入れるものです。現在は草ぼうぼうといった様子で、改良後はそばを作付けするという事です。荒れた状態が改善されるのならいいことだと見てきました。4番、北半田の太陽光発電設備への転用の件は、新しい住宅が並ぶ分譲地の近くでした。国有地が筆の真ん中にありますが、そこは避けて事業を実施するそうです。問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の件は、自分の家に入るための敷地の拡張です。子どもの家を建てる予定になっており、それに関連するものです。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎星野哲朗委員 2番、深岩の件は、孫の新居の建築にあたり、進入路の拡張を行うものです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 3番の南上野町の農地改良は、現地調査員の報告のとおりでありまして、草ぼうぼうの荒れ地の状態となっています。表土を採って、新しい土を入れて農業をやるということです。問題ありません。

◎青木正好委員 4番、北半田の太陽光発電設備への転用は、現在は荒れた状態になっているところです。周りに住む人も、きれいになって喜ぶのではないかと思います。問題ありません。

るので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を山林、西を道路、南を田、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、武子における●●さん申請の園芸用土採取のための転用については、四方を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。3番、武子における●●さん申請の宅地への進入路への転用については、東と西を田、南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。4番、千渡における●●さん申請の園芸用土採取のための転用については、東と北を道路、西を畑、南を山林と宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番、引田における●●さん申請の住宅敷地拡張のための転用については、東と北を道路、南と西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。今回の申請は平成13年1月15日に許可をした案件の事業計画変更・事業承継です。当時の許可内容としましては譲受人の●●さんの親である●●さんが所有する土地と、譲渡人の●●さんが所有する土地とを交換し住宅敷地とする計画となっておりましたが、売買による移転に変更するため今回の事業計画変更・事業承継となったものです。6番、上石川における●●さん申請の一般住宅敷地への転用については、東と南を畑、西と北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。7番、白桑田における●●申請の駐車場及び資材置場への転用については、東を道路、西と南と北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。8番、深津における●●さん、●●さん申請の住宅敷地拡張のための転用については、東を宅地、西を道路、南と北を畑に囲まれた農地です。住宅敷地拡張となっておりますが、申請者が新たに住宅を建築するための申請となっております。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。9番、磯町における●●申請のグランドゴルフ場への転用については、四方を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番、口栗野における●●さん申請の太陽光発電設備への転用については、東を宅地、

西と南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。11番から17番までは全て中粕尾における太陽光発電設備への転用です。申請場所は隣接していますが、太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているため、申請も分かれています。11番、13番、16番は、●●さんの申請、12番、14番、15番、17番は、●●の申請です。一括して説明させていただきます。申請地は東を畑と山林、西を畑と原野、南を畑と道路、北を畑に囲まれた農地です。また申請地は全て、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。18番、上永野における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を宅地、西を道路、南を畑と雑種地、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。19番、深程における●●申請の砂利採取及び表土堆積所への転用については、申請地が2か所に分かれています。砂利採取のための申請地は東と西と北を水路、南を田に囲まれた農地です。表土堆積所のための申請地は東を水路、西と北を田、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。20番、深程における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を宅地、西と南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（塩入佳子委員） 農地法第5条第1項の許可申請について、1番から8番を私、9番から20番を奈良委員が報告します。1番、富岡の件は、太陽光発電設備への転用です。荒れた状態で、太陽光を設置すればきれいになると見てきました。2番、武子は、園芸用土採取のための一時転用です。問題ないと見てきました。3番の武子の件は、4条許可申請1番の●●さんと同じ場所となります。問題ないと見てきました。4番、千渡は、園芸用土採取のための一時転用です。問題ないと見てきました。5番、引田は、平成13年に許可した案件で、当時、登記しなかったため、事業継承と計画変更が生じたものです。問題ないと見てきました。6番、上石川は、一般住宅敷地への転用です。譲受人の●●さんは、●●さんの息子さんです。問題ないと見てきました。7番、白桑田の件は、●●が駐車場及び資材置き場に転用するものです。問題ないと見てきました。8番、深津は、住宅敷地拡張のための転用です。譲受人の●●さんは、●●さんの娘さんです。問題ないと見てきました。

◎現地調査員（奈良茂男委員） 9番から現地調査の報告をします。9番の磯町は、●●のグラウンドゴルフ場への転用です。広い敷地で問題ありませんでしたが、進入路が狭かったので、その整備が必要だと感じました。10番、口栗野は、太陽光発電設備への転用です。周囲は住宅地で、その間の農地を転用するものです。問題ないと見てきました。11番から17番は隣接した場所にありますので、一括して報告します。太陽光発電設備への転用で、山の中の農地です。周囲の状況から問題ないと見てきました。18番、上永野の太陽光発電設備へ

の転用は、6月に同じく太陽光発電設備で許可になったところと隣接した農地です。問題ないと見てきました。19番、深程の砂利採取及び表土堆積所への一時転用は、周囲を水田に囲まれた場所です。一時転用ということで、問題ないと見てきました。20番、深程の太陽光発電設備への転用は、周囲は住宅地で、その間の農地です。問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、富岡の●●の太陽光発電設備への転用は、現地調査員の説明のとおり問題ありません。2番、武子の会社役員、●●さんの園芸用土採取のための一時転用も、現地調査員の説明のとおり問題ありません。3番、武子、●●さんの宅地への進入路のための転用です。現地調査員の説明のとおり問題ありません。4番、千渡の会社役員、●●さんの園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎川田武雄委員 5番、引田は、住宅敷地の拡張です。申請地の前は道路が通っており、道路の拡張で減った分の住宅敷地を平成13年に交換で転用したようです。登記されないままになっていましたが、今回、交換から売買に変更して申請となっています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎江俣伸一委員 6番、上石川の件は、●●さんは●●さんの子どもで、現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎安生芳子委員 7番、白桑田の駐車場及び資材置き場への転用は、●●が使用していた駐車場が狭くなり、そのため転用するものです。現地調査員の説明のとおり問題ありません。8番、深津の住宅敷地の拡張は、娘の●●さんの住宅を建てるためのものです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 9番、磯町のグランドゴルフ場の件は、●●への寄付で、農振除外も済んでいます。現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎神山卓也委員 10番の口栗野は、太陽光発電設備への転用です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎廣瀬博委員 11番から17番、中粕尾の太陽光発電設備へ転用する農地は、何も耕作されていない、山すその畑です。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎大森用子委員 18番、上永野の件は、太陽光発電設備への転用です。現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

---

◎青木正好委員 19番、深程の件は砂利採取のための一時転用です。●●さんと●●さんの農地で砂利を採って、●●さんの農地を表土置場として使用するそうです。問題ありませんので、承認をお願いします。20番、同じく深程の太陽光発電設備への転用は、前はそばを作っていた場所です。●●さんも80代になり、息子さんもいますが、農業をするのは難しいということです。承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から20番について許可することに決定した。

◎事務局(山内主事) 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年8月7日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書11ページをご覧ください。所有権移転が1件、2筆、10,178㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(山内主事) 議案第5号 空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回1件の申請が提出されました。空き家に付属した農地については、平成30年5月に「鹿沼市空き家に付属した農地等の別段面積取扱い基準」が定められ、指定された農地に係る下限面積は1aとなっております。該当案件は、指定を受けようとする土地1筆ごととし、農地の所有者等により維持管理・農作物の栽培がおこなわれる見込みがなく、空き家に隣接しており、空き家と農地の所有者が同一である等の、同基準、第4条第1項の各号の要件を満たしていると考えております。なお、指定農地を取得する場合は、農地法第3条の許可申請が必要になります。ご審議をお願いいたします。

◎議長は事務局の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎荻原俊彦委員 1番、上久我です。申請人の●●さんは、現在、晃望台に住んでいます。畑は草刈りがしてあり、すぐに使える状態になっていました。問題ありませんでした。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問がないため指定について諮り、1番について指定することに決定した。

---

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（鈴木主事）農政課農政係の鈴木です。よろしくお願ひします。それでは、議案第6号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)についてご説明させていただきます。お手元の議案書13ページをご覧ください。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に関する施設への転用を目的とするため、農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番 武子 ●●さん申出の農機具収納庫及び選果場です。面積は1筆で284㎡。場所は武子地内武子集落センターから南に約400mに位置し、北・東側を宅地、西側を宅地・畑、南側を畑に接しています。利用予定者は●●さん本人で、度重なる水害で農機具などが被害にあい、今後の安全性を考慮した結果、自宅敷地内の土地が選定され、今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまゝ。続いて番号2番 千渡 ●●さん申出の農産物販売所及び附帯する駐車場です。面積は3筆で997㎡。場所は千渡地内あずま保育園から南東に約300mに位置し、北側を田、西・東側を畑、南側を宅地・畑に接しています。利用予定者は●●さん本人で、申出地の南側にある、自家生産の林檎や梨を販売する直売所を移転、拡大するため今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまゝ。続いて番号3番 酒野谷 ●●申出の農産物調整出荷施設及び附帯するトイレです。面積は1筆で997㎡。場所は酒野谷地内出合いの森いちご園の西側に位置し、北・東・南側を田、西側を雑種地・公衆用道路に接しています。利用予定者は●●で、申出地においては、農業用ビニールハウスが設置されており、ハウス内でいちごの調整及び出荷作業を行っていましたが、作業環境の向上を目的として、施設及びトイレの整備を行うため今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまゝ。続いて番号3番 加園 ●●さん申出の農機具収納庫及び附帯する農作業場です。面積は2筆で746㎡。場所は野尻地内野尻直売所から北に約750mに位置し、北・西側を畑、東側を宅地、南側を田・畑に接しています。利用予定者は●●さん本人で、申出地の一部には既に農機具収納庫が建設されていたため、始末書の提出及び今回の用途区分の変更の対象になりましたが、農機具の大型化により従来の収納庫には収まらず、農機具を置くスペースの拡大、作業場の設置を併せて今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまゝ。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更について、農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。



◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子は、梨農家の●●さんが農業用施設を建てるものです。問題ありません。2番、千渡の●●さんの件も、農政課の報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしく申し上げます。

◎星野哲朗委員 3番、酒野谷は、●●の観光いちご園に、農業用施設とトイレを作るものです。問題ありませんので、ご承認よろしく申し上げます。

◎荻原俊彦委員 4番、加園の農業用施設は、すでに建ってしまっていて、始末書付きとなっています。何十年か前に、●●さんのお父さんが豚小屋を建てたそうで、それを使うとのことですので、ご承認申し上げます。

◎議長は議案第6号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から4番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時23分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年8月26日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_